

議案第28号

柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部指定管理者の指定期間の変更に
ついて

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部指定管理者の指定期間を変更する必要がある
ので、本案を提出いたします。

柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部指定管理者の指定期間の変更に
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき指定した指定管
理者について、下記のとおり指定期間を変更する。

記

1 施設の名称

柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部

2 指定管理者の名称等

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番9号

柴又おもてなしパートナーズ

構成員（代表者） 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番9号

株式会社協栄

代表取締役 山田賢治

構成員 東京都港区芝大門二丁目3番6号 大門アーバニスト401

株式会社プランドウ・ジャパン

代表取締役社長 大槻厚

構成員 東京都足立区足立四丁目28番10号

ヤオキン商事株式会社

代表取締役 伊藤治光

3 変更内容

(1) 変更前指定期間

令和8年3月1日から令和11年3月31日まで

(2) 変更後指定期間

令和8年7月1日から令和11年3月31日まで

4 変更理由

柴又川甚まちなみ館の開館延期に伴い、指定管理者の指定期間を変更するもの。